

理 由 書

(東三河都市計画道路 3・3・203号亀姫通り線)

1 変更の概要

県道網及び市道網との整合を図るため、3・3・202号栄町線を3・3・203号亀姫通り線に名称を改め、起点及び延長を変更するものである。

【3・3・203号亀姫通り線】

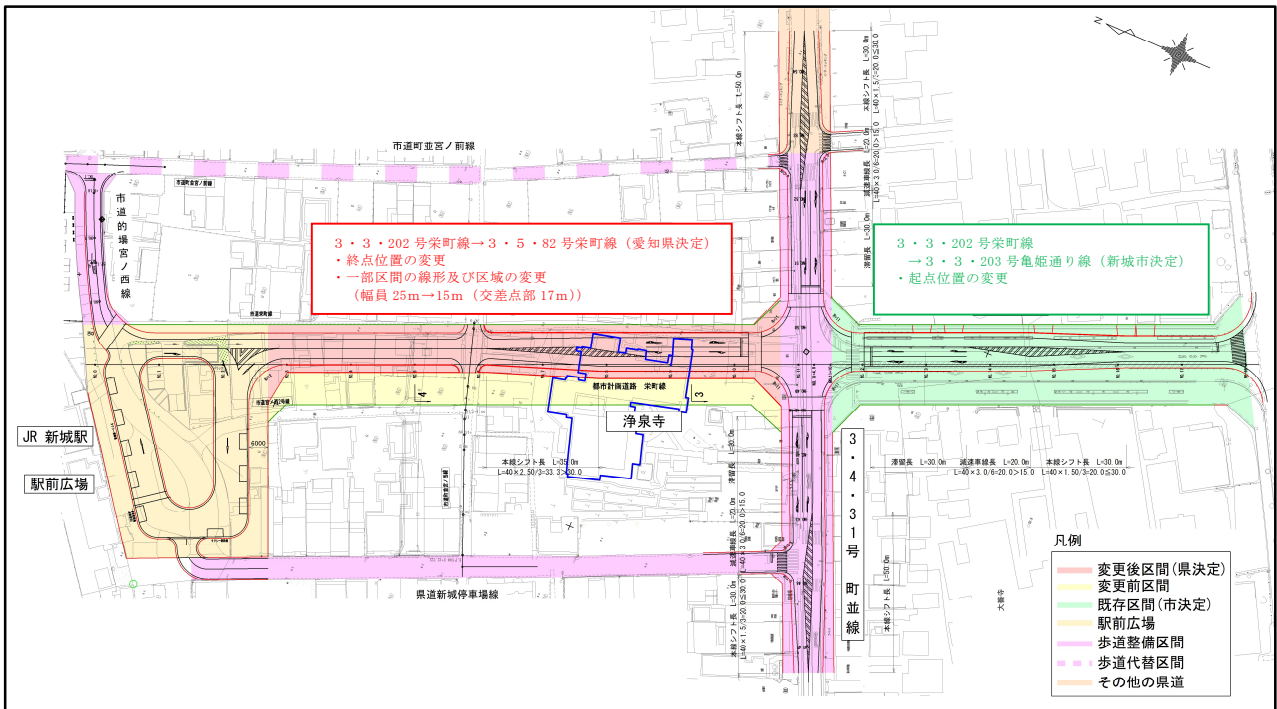
変更の延長	○約 310m				
変更内容	○名称、起点及び延長を変更する。				
			新	旧	
	名 称	番号	3・5・82	3・3・203	3・3・202
		路線名	栄町線（県決定）	亀姫通り線（市決定）	栄町線（市決定）
	位 置	起点	新城市字宮ノ前	新城市字町並	新城市字宮ノ前
		終点	新城市字町並	新城市字西入船	新城市字西入船
		主な経過地	-	-	新城市字町並
	区 域	延長	約 160m	約 130m	約 310m
		幅員	15m	25m	25m
	構 造	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	幹線街路と平面交差 1箇所	幹線街路と平面交差 2箇所	幹線街路と平面交差 2箇所

2 都市計画変更の理由とその内容

(1) 都市計画変更の理由

現在、3・3・202号栄町線は新城市決定路線として都市計画決定されていますが、町並線を境に整備及び管理予定者が異なることから、町並線より南側は、新城市決定として3・3・203号亀姫通り線、町並線より北側は、愛知県決定として3・5・82号栄町線に名称を改め、起終点及び延長等を変更します。

なお、愛知県決定区間においては、栄町線の西側にある既存県道を有効活用し、歩行者利用を中心とした市道として再整備を行うことで、栄町線の必要な機能を確保しつつ、幅員変更及び道路線形を東へ移動することで、歴史的資源を回避した計画に変更します。



(2) 上位計画との整合

東三河都市計画区域マスタープラン(愛知県：平成31年3月策定)において、当該路線周辺は暮らしやすさを支える集約型都市構造への転換に向けた目標として、「主要な鉄道(軌道)駅周辺などの中心市街地や生活拠点となる地区を拠点として都市機能の集積やまちなか居住を誘導し、活力あるまちなかの形成を目指します。」とされています。

新城市都市計画マスタープラン(新城市：令和2年3月策定)においては、中心核となる市街地の形成として「市の顔となる新城駅前広場、基幹的な道路である都市計画道路栄町線の適切な整備を進めます。」として本路線を位置づけています。

(3) 都市計画変更の内容

愛知県整備・管理予定区間と新城市整備・管理区間を分離することに伴い、起点位置を3・4・31号町並線との交差点部からとし、延長を約310mから約130mに変更します。